

## 校則の見直しに関するガイドライン

令和4年4月

三原市教育委員会

## 1 校則の見直しの目的

本市では、令和4年度三原市教育基本理念において、「志を抱き、その実現に向けて考え、行動できる未来の創り手の育成」を目標として、取組を進めています。

目標を達成するためには、児童生徒が自ら考え、自分たちの答えを導き出す学びが必要であり、校則においても、児童生徒自身が主体的に考え、行動できるようにしていくことが大切です。

自分たちの決まりは、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的とし、各校で校則の見直しに取り組んでください。

## 2 校則の見直しに係る観点について

文部科学省は、校則の運用・見直しについて次のように示しています。

【参考：文部科学省（令和4年）：「生徒指導提要（改訂試案）」】

### (1) 意義・位置づけ

- ・児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの。
- ・児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるもの。
- ・学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有するもの。
- ・校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することが必要。

### (2) 校則の運用

- ・校則に基づく指導を行うにあたっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。
- ・校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開しておくこと。
- ・校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意すること。

### (3) 校則の見直し

- ・学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行う必要がある

る。

- ・校則により、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ること。
- ・校則は、最終的には学校長により適切に判断される事柄であるが、その内容によっては、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい。
- ・見直しにあたっては、毎年度の生徒会や保護者会といった機会において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを図っていくことが必要である。
- ・校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましい。

#### 【学校における取組例】

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- ・生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- ・児童生徒や保護者との共通認識を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

#### (4) 児童生徒の関与

- ・校則の見直しの過程に児童生徒が関与することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。
- ・校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものである。

これらのことから、児童生徒が自分たちの決まりは自分たちでつくり、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付け、自分たちでよりよい学校をつくっていく風土を醸成していくために、次の3つの観点から校則の見直しに取り組みます。

ア 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

イ 必要かつ合理的な範囲内で制定

ウ 校則を公表

## ア 児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

校則について教職員と児童生徒がともに話し合うことができるように、児童会や生徒会等が主体となって、見直しに取り組む仕組みを作ります。

全校児童生徒が協議に参画できる仕組みを構築し、少なくとも年1回は、このような仕組みにより、校則について考え、協議する場を設けてください。

次の例を参考に、各校の実態に応じた仕組みを構築してください。

### 【小学校における取組の例】

- ・決まりを守ることの意義について、特別活動（学級活動）等の時間を活用して全学級で考えたり、協議したりする。
- ・児童会が主体となって、学級で協議した内容をまとめたり、全校集会で発表したりする場を設けることで、自分たちの決まりは自分たちで作り、自分たちで守ることの大切さについて考える。
- ・「よりよい学校生活を送るために」「安心・安全な学校をつくるために」などの視点から、現状の決まりで見直しが必要なものがあるか、児童会で協議する場を設けたり、アンケート調査を実施したりする。
- ・アンケート調査を実施した際には、結果を集約し、見直しが必要かどうか協議する。
- ・協議した結果について、児童、教職員、PTA 役員（保護者）等で集まって、協議内容を報告したり、意見をもらったりする場をもつ。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議の結果と異なる決定をする場合は、教職員や児童生徒、保護者に、その理由を説明する。

### 【中学校における取組の例】

- ・全校生徒を対象に、校則に関するアンケート調査を実施する。
- ・生徒会は、調査結果を受け、見直しが必要な校則について精選する協議を行う。
- ・協議で精選された内容について、特別活動（学級活動）等を活用し、全学級で協議する時間を設ける。
- ・生徒会は、各学級で協議した内容を受け、改正案等について協議する。
- ・生徒会は、PTA 本部役員等に改正案について報告し、保護者の意見等も聴き、校則改正に向けて協議する。
- ・生徒会は協議した結果を、校長に報告し、改正する校則について了を得る。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議の結果と異なる決定をする場合は、教職員や児童生徒、保護者に、その理由を説明する。
- ・生徒会は、生徒総会等で改正する校則について報告するとともに、決まりを守ることの意義やよりよい学校生活を送るために約束することなどを発表する。

#### イ 必要かつ合理的な範囲内で制定

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な機能を持つと解されています。

【参考：文部科学省（平成 21 年）：「生徒指導提要」】

校則を「必要かつ合理的な範囲内」で制定するという視点から、次の①～④の内容に留意して協議をしてください。

- ① 生まれ持った性質を侵害する内容  
(例) 地毛の色について、学校の承認を求めるもの 他
- ② 健康上の問題を生じさせる恐れがある内容  
(例) 服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの 他
- ③ 性の多様性を尊重できていない内容  
(例) 制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの 他
- ④ 合理的な理由を説明できない内容  
(例) 肌着、靴下の色等を無地に指定するもの 他

上記①～③については、児童生徒の人権にかかわることから、1 学期末をめどに協議をしてください。

上記④については、11 月までに協議してください。

#### ウ 校則・生徒指導規程の公表

学校の校則を広く周知し、児童生徒・保護者・地域から理解と協力を得るため、校則を各学校のホームページに掲載してください。

ホームページの「学校紹介」に校則（学校の決まり）等のタグを作成し、掲載してください。

現在、校則と生徒指導規程をそれぞれ分けて周知している学校については、どちらもホームページに掲載してください。

また、今回の校則見直しを契機として、校則や生徒指導規程の標記方法についても、児童生徒・保護者に分かりやすく説明できるように次の点を参考に整備してください。

※「校則」と「生徒指導規程」について

○ 校則

学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。具体的には、小学校では「〇〇学校の決まり」、  
「学校生活の約束」など、中学校では「校則」、「生徒心得」などを含むものとします。

【参考】文部科学省（平成 22 年）：「生徒指導提要」

● 生徒指導規程

生徒指導規程は、児童生徒の問題行動等に係る指導項目や指導方法などを示した各学校の生徒指導の基準となるものを指します。

【参考】広島県教育委員会（平成 21 年）：「生徒指導資料 NO. 32（改訂版）」

例えば、校則（学校生活の決まり）については、語尾を「〇〇しましょう。」や「〇〇を守ります。」などの文言で揃えたり、生徒指導規程については、「〇〇についての指導」という項目で揃えて示したりするなど、児童生徒・保護者にわかりやすく説明できるように公表してください。

4 校則見直しのスケジュールについて

年度	月	三原市教育委員会	学 校
令和 4 年	4/12	校長会でガイドラインを周知	ガイドラインを参考に、 年間計画（別紙 1）を作成
	4/28	第 1 回三原市生徒指導主事等 連絡協議会	年間計画（別紙 1）の提出及び 各校の情報交換
	1 学期 中		①～③について協議（見直し） 改正したものは HP 公表
	8/30	第 2 回三原市生徒指導主事等 連絡協議会	各校の現状及び進捗状況の確認 及び各校の情報交換
	～11 月		④について協議（見直し） 改正したものは HP 公表
令和 5 年	1 月～ 2 月		新入生説明会において新入学児 童・生徒及び保護者へ校則の周知
	2 月末		取組報告書（別紙 2）の提出

	3月	報告書の集計及び次年度の 方針について協議	ホームページに校則を掲載
	6月		生徒総会等で校則の改正等発表

※ホームページへの掲載については、改正された段階でその都度、ホームページに掲載できるようにしてください。